

No. 173 (2023/3)

## 文化シャッター株式会社 vs 日本アイ・ビー・エム株式会社

(東京地裁平成 29 年 (ワ) 39859 号・平成 30 年 (ワ) 9239 号)

弁護士 松島淳也

### 目 次

第 1 事案の概要.....	1
第 2 裁判所が認定した本件での開発方式、進捗状況及び再提案の内容.....	2
1 本件プロジェクトでの開発方式.....	2
2 本件プロジェクトでの進捗状況.....	3
3 再提案の内容.....	3
第 3 本件における争点と争点に関する裁判所の判断.....	3
1 本件の争点について.....	3
2 争点に関する当事者の主張と裁判所の判断について.....	4
第 4 本判決に関する考察.....	10
1 ベンダがユーザの要望を受け入れることにより開発が頓挫した場合の責任について.....	10
2 既存のソフトウェアを使用するのか、カスタム開発 (カスタマイズ開発) すべきかという点について.....	11
3 第三者のサービスを利用した場合の制約について.....	12

## 第1 事案の概要

本件の本訴事件は、文化シャッター株式会社（以下「文化シャッター」という。）が、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」という。）に販売管理等に用いるコンピュータ・システムの開発・構築を支援する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、複数の個別契約（以下「本件各個別契約」という。）を締結したが、IBMの責めに帰すべき事由による履行不能又は不完全履行を理由に解除（以下「本件解除」という。）したと主張し、IBMに対し債務不履行又は不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき約27億8千万円を請求した事案である。

これに対し、本件反訴事件は、IBMが、ユーザ自身が要求する仕様を内部的に取りまとめて適時・適切にベンダに伝えるべき義務や、仕様を凍結する合意の締結後に追加変更要求を出してシステム開発を妨害しないこと等を内容とするユーザ側のプロジェクト・マネジメント義務に違反して本件業務を難航させた文化シャッターの行為は不法行為に該当するなど主張し、不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき約12億円の請求をした他、本件業務に関する契約、民法536条2項（平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「旧民法」という。）によるもの。）、当事者間の合意、商法512条又は債務不履行を理由とする損害賠償請求権に基づき、損害賠償請求をした事案である。

本訴と反訴における請求を整理すると以下のとおりである。

全13ページ。サンプルにつき、以下省略